

## 在留証明書

在留証明書は 申請人が外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているかの証明です。

### 使用目的

年金、恩給受給手続き、不動産登記手続き、遺産相続、子女の本邦での受験など。

### 申請条件

1. 日本国籍者であること。形式2の場合、日本国籍を有する同居家族のみ証明の対象です。
2. 日本に住民登録がないこと。（海外転出届が済んでいること）
3. マレーシアに3ヶ月以上滞在していること。または3ヶ月以上滞在することが証明できること。（マレーシア滞在査証、勤務先からの雇用証明書などを確認します。）
4. 書類によりマレーシアの現住所を立証できること。
5. 申請者本人が出頭して申請すること。

### その他

1. 「申請理由」「提出先機関」欄は必ず記載が必要です。
2. 「居所を定めた年月日」はその事実を証明できる文書を基に記載しますので、記載が必要な場合は必ず居所を定めた年月日が分る文書を提出してください。尚、提出期間がこの欄の記載を求めている場合および日本年金機構の年金受給手続きの場合は記入を省略できます。

#### 【例】

契約書の契約開始日が2004年5月10日の場合：  
居所を定めた年月日欄は「平成16年5月」となります。契約更新を行っている場合は現在有効な契約書（更新済のもの）をお持ちください。

### ご注意

1. 在留届は日本の住民票とは異なります。在留届を提出済みの方も、申請の都度、必要書類を提出頂き、当館による確認が必要となりますので、ご注意下さい。
2. 過去に在留証明書の発給を受けた方で、同じ住所での在留証明書を申請される場合にも、申請の都度、必要書類を提出頂き、当館による確認が必要となりますので、ご注意下さい。
3. 在留証明書に記載される住所表記は、提出された住所確認資料上の表記に従います。

### 申請に必要な書類

#### 【ア】形式1：申請者本人の現住所の証明

1. 旅券 （原本およびコピー）
2. 住所を確認できる文書（原本およびコピー）  
【例】・本人氏名及び住所の記載がある有効な賃貸契約書。  
※滞在期間が3ヶ月未満で滞在査証が無い場合は必ず賃貸契約書が必要です。  
※契約書の名義が会社などで本人氏名の記載が無い場合は、会社からの説明レターも必要です。  
※自動更新契約の場合、契約書上に「自動更新」との記載があること。無い場合は更新レターが必要です。
  - ・マレーシアの有効な運転免許証(自宅住所の記載があるもの)
  - ・本人宛の公共料金請求書、銀行のステートメント、年金支払い通知書、本人宛郵便物（消印などで日付が分るもの）等で3ヶ月以内のもの。
  - ・本人氏名入り住居の売買契約書。ただし、売買契約書上の住所表記は実際の住所表記と相違がある場合が多いので、売買契約書の他にもう1点住所表記が分るものをお持ちください。
3. マレーシア滞在が3ヶ月未満の方:マレーシアでの雇用証明書(既に滞在査証がある場合は不要)
4. 国民年金、厚生年金、恩給の受給手続きのため日本年金機構に提出する場合：  
現況届の葉書、直近の年金支払い通知書、年金証書、年金手帳など。

#### 【イ】形式2：同居家族の証明

1. 申請人および同居家族が出頭して申請すること。同居家族が出頭できない場合は、同家族の旅券と申出書が必要です。
2. 申請人の旅券、住所を証明する書類など、【ア】に挙げた必要書類に加え、同居家族の住所を立証する文書。文書例は【ア】を参照。

#### 【ウ】形式2：過去の住所の証明

マレーシアにおける過去の住所を証明出来る書類が必要です。過去の居住期間が分るものをお持ちください。（例：賃貸契約書など）

※特殊な事情がある場合や未成年の在留証明等につきましては、必ず予めお電話でご相談ください。